京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 38 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第53条に次の1項を加える。

4 職員が庶務事務システム(電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告,旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで,行財政局総務部総務事務センター長が管理するものをいう。)を使用して旅費を請求する場合については、第1項及び前項の規定は、適用しない。

別表第2 1第29号を次のように改める。

(29) 産業技術研究所企画情報室副室長

別表第2 1中第30号を削り,第31号を第30号とし,第32号から第71号までを1号ずつ繰り上げる。

「第7号 産業技術研究所工業技術センター企画課長

別表第4中

を

第8号 産業技術研究所繊維技術センター企画課長」

「第7号 産業技術研究所企画情報室副室長

に改める。

第8号 削除

J

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(会計室)